

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な変更内容 (障がい児支援)

新潟市障がい福祉課指定係

1

令和6年度、新潟市、指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
令和6年度 報酬改定の主な変更内容
障害児支援

新潟市障がい福祉課指定係です。

ここでは、令和6年度、報酬改定で変更が加えられた、加算の中で、とくに問い合わせの多い項目について、お話します。

説明の中にある、加算の要件等は、報酬告示や留意事項通知等を、わかりやすく省略したものです。

事業所において、必ず報酬告示、留意事項通知、Q & A等を確認し、すべての要件を満たした上で、算定をおこなってください。

目次

- 1 児童指導員等加配加算の見直し
- 2 専門的支援加算・特別支援加算の見直し
- 3 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）
- 4 医療的ケア児に対する入浴支援の評価
- 5 家族支援の充実
（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）
- 6 支援場面等を通じた家族支援の評価
- 7 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）
- 8 不登校児への支援の充実
- 9 訪問支援員特別加算の見直し

2

今回、説明する内容です。

- 1、児童指導員等加配加算の見直し
- 2、専門的支援加算・特別支援加算の見直し
- 3、関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）
- 4、医療的ケア児に対する入浴支援の評価
- 5、家族支援の充実（家庭連携加算、事業所内相談支援加算の見直し）
- 6、支援場面等を通じた、家族支援の評価
- 7、預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）
- 8、不登校児への支援の充実
- 9、訪問支援員特別加算の見直し

です。

こちらの目次に沿って、順にご説明いたします。

1 児童指導員等加配加算の見直し 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

3

1、児童指導員等加配加算の見直し
対象となるサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービスです。

1 児童指導員等加配加算の見直し
(1)児童指導員等加配加算（見直し）

【児童指導員等加配加算とは】

・本加算は、常時見守りが必要な障がい児への支援や障がい児の家族等に対して障がい児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員（基準人員）に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定する加算

4

(1)
児童指導員等加配加算。
児童指導員等加配加算とは。

本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して、障害児の関わりかたに関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員（基準人員）に加え、児童指導員等、又は、その他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び、従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて、算定する加算です。

1 児童指導員等加配加算の見直し (2) 児童指導員等加配加算の要件

【改定後】

児童発達支援事業所（障害児）	
児童指導員等を配置	
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて75～187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同 59～152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同 49～123単位/日
常勤換算・経験5年未満	同 43～107単位/日
その他の従業者を配置	36～90 単位/日

【要件】

・算定に必要となる従業者（基準人員）に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること

※配置形態（常勤・非常勤）や経験年数によって、加算単位が異なります

※重ねて専門的支援体制加算を算定する場合には、さらにもう1以上配置（常勤換算）が必要です。

5

(2)

児童指導員等加配加算の要件

算定に必要となる従業者（基準人員）に加え、児童指導員等、又は、その他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること

配置形態（常勤・非常勤）や経験年数によって、
加算単位が異なります
加算単位については表をご覧ください

多くの事業所さんが、専門的支援体制加算を同時に算定されていると思いますが、重ねて専門的支援体制加算を算定する場合には、さらに、もう1以上の配置（常勤換算）が必要です。

1 児童指導員等加配加算の見直し
(2) 児童指導員等加配加算の要件

【算定に必要となる従業者（基準人員）】

- ・ 児童発達管理責任者
- ・ 障がい児に対して一定の割合で配置する必要がある児童指導員
又は保育士など

※事業所の態様や定員等により、基準人員の職種や員数は異なります

6

算定に必要となる従業者（基準人員）とは

児童発達管理責任者

障害児に対して、一定の割合で配置する必要がある児童指導員、又は、保育士など

ただし、事業所の態様や定員等により、基準人員の職種や員数は異なります

1 児童指導員等加配加算の見直し
(3) 加算算定時に注意すべき事項

【加算が算定できない場合】

① **基準人員に欠員が出ている**

…児童指導員又は保育士が「**営業時間を通じて必要な人数**」及び「**うち一人以上は常勤**」を満たしていない場合や、**児童発達管理責任者が配置されていない期間**など、基準人員に欠員が出ている場合は、加配加算を算定できません。

※例えば、児童指導員や保育士を指定基準で置くこととしている員数+1の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、本加算を算定することはできません

7

(3)

加算算定時に注意すべき事項

加算が算定できない場合

①

基準人員に欠員が出ている場合

児童指導員、又は、保育士が、「営業時間を通じて必要な人数」、及び、「うち一人以上は常勤」、を満たしていない場合や、児童発達管理責任者が配置されていない期間など、基準人員に欠員が出ている場合は、加配加算を算定できません。

例えば、児童指導員や、保育士を指定基準で置くこととしている員数+1、の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に、欠如が生じている等の場合は、本加算を算定することはできません

- 1 児童指導員等加配加算の見直し
(3) 加算算定時に注意すべき事項

【加算が算定できない場合】

② 定員超過により、児童指導員等の加配が月単位で1以上配置を満たせない

…1月の間に定員を超過する日があり、本来加配に充てようとしていた児童指導員等を基準人員に充てなければならず、児童指導員等の加配が月単位で1以上の配置を満たせない場合は加算を算定できません

8

- ②
定員超過により、児童指導員等の、加配が月単位で1以上配置を満たせない場合

ひと月の間に定員を超過する日があり、本来加配に充てようとしていた、児童指導員等を基準人員に充てなければならず、児童指導員等の加配が、月単位で1以上の配置を満たせない場合は加算を算定できません

1 児童指導員等加配加算の見直し (4) 届出について

児童指導員等加配加算を算定される際は、次の書類を合わせて提出ください。

- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・ 児童指導員等加配加算に関する届出書

9

(4) 届出について

児童指導員等加配加算を算定される際は、次の書類を合わせて提出ください。
従業者の勤務の体制、及び、勤務形態一覧表
児童指導員等加配加算に関する届出書

1 児童指導員等加配加算の見直し

(4) 届出について

【児童指導員等加配加算に関する届出書 記載例について】

児童指導員等加配加算に関する届出書

記載例

②の表は、基準人員の総数A以外
は常勤換算で記載します。
最後にB-Aを行い、常勤換算1.0
以上あるかを確認してください。
こちら「基準人員の総数A」及
び「従業員の総数B」には、児発
管を含む総数を記載します。

事業所・施設の名前		〇〇放課後等デイサービス	
サービス種別		① 児童発達支援	② 放課後等デイサービス
1 算定区分		① 常勤	② ①・②の多量型
2 従業員の状況	【算定区分で児童指導員等を配置する 場合】	単位数	単位数
	基準人員の総数 A	A	3A
	従業員の総数 B	A	7A
	5年以上経験者以上の児童指導員等 の員数（常勤換算）	A	2A
	5年以上経験者以上の員数（非常勤換 算）	A	1A
	①以外の場合	単位数	単位数
	従業員数の総数 B	3A	A
	従業員の内数（非常勤換算）	5.5A	A
	5年以上経験者以上の児童指導員等 の員数（常勤換算）	2.2A	A
	5年以上経験者以上の員数（非常勤換 算）	2.0A	A
5年未満の従業員の員数 （非常勤換算）	3.3A	A	
総記入数（B-A）	2.3A	A	
児童指導員等加配加算算定区分		イ 児童指導員等（非常勤換算） 経験5年以上	ロ 児童指導員等（非常勤換算） 経験5年未満
		ウ 児童指導員等（非常勤換算） 経験5年以上	エ 児童指導員等（非常勤換算） 経験5年未満
		オ その他従業員	イ その他従業員

「基準人員の総数A」には、児発管
を含む総数を記載してください。
定員数や様態によって基準人員の数は
異なります。

①の表での「従業員の総数B」は、
児発管を含む従業員の実人数を記
載します。常勤換算ではありません。

算定区分に応じて①か②の表ど
ちらかに従業員の数を記載します。

例1) ウ.常勤換算・経験5年以上
を算定する場合は、②の表に記載
する。
例2) イ.常勤専従・経験5年未満
を算定する場合は、①の表に記載
します。

11 「算定に必要となる従業員」とは、障害児に対して一定の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士のみを指すのではなく、当該事業所に定められた全ての職種を指したものです。よって、例えば、児童指導員や保育士を指定基準で置くこととしている員数+1の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠陥が生じている等の場合は、本加算を算定することはできない旨に留意ください。

児童指導員等加配加算に関する届出書の書き方についてです。

4月当初に示された様式と一部変更になっておりますので、あらためて説明いたします。

記載例をご覧ください。

「基準人員の総数A」には、児発管を含む総数を記載してください。
定員数や様態によって基準人員の数は異なりますので、ご注意ください。

①の表の、「従業員の総数B」は、児発管を含む、従業員の実人数を記載します。
常勤換算ではありません。

例えば、常勤職員4人、非常勤職員3人の職員が勤務しているとすると、ここでは7人となります。

算定区分に応じて常勤専従の区分で算定する場合は、①

①以外の場合は、②の表に従業員の数を記載します。

例1. ウ. 常勤換算・経験5年以上を算定する場合は、②の表に記載する。

例2. イ. 常勤専従・経験5年未満を算定する場合は、①の表に記載する。

なお、届出書の備考に11が追加記載されました。

算定に必要となる従業者についてです。

算定に必要となる従業者とは、障害児に対して一定の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士のみを指すのではなく、指定基準に定める全ての職種を指したものです。

よって、例えば、児童指導員や保育士を指定基準で置くこととしている員数+1の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は本加算を算定することはできない点に留意ください。

となっております。

お伝えしましたように、届出書の様式が一部変更になりましたので、今後はこちらの様式を使用してください。

2 専門的支援加算・特別支援加算見直し 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

12

2. 専門的支援加算、特別支援加算の見直し
対象となるサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービスです。

2 専門的支援加算・特別支援加算見直し

(1) 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算（見直し）

【専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算とは】

理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定する加算
(両加算を併せてとることが可能)

13

専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と専門人材による、個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価をおこなうこととなりました。

(1) 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算

専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算とは
理学療法士等による支援が、必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合（実施加算）にそれぞれ算定する加算です。
両加算を併せてとることが可能です。

2 専門的支援加算・特別支援加算見直し

(2) 主な要件

【専門的支援体制加算】

基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等を1以上配置（常勤換算）していること

理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等）

(※) 保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限り

(※) 児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限り

【国QA_vol.1_15問より】

専門的支援体制加算における「児童福祉事業」に従事した経験年数については、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教育の経験は含まれない。なお、幼稚園（特別支援学校に限らない）は含まれる。

14

(2) 主な要件

専門的支援体制加算の主な要件です。

基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等を1以上配置（常勤換算）していること

理学療法士等とは

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、心理担当職員（心理学修了など）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了など）です。

保育士については、保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限り、児童指導員については、児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限り、とされていることにご留意ください。

また、児童指導員等加配加算とはちがい、専門的支援加算においては、「児童福祉事業」に従事した経験年数については、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教育の経験は含まれない。なお、幼稚園（特別支援学校に限らない）は含まれる。となっている点にご留意ください。

2 専門的支援加算・特別支援加算見直し

(2) 主な要件

<専門的支援実施加算>

・理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。

15

専門的支援実施加算の主な要件です。

理学療法士等を配置し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち、特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと

本加算では、理学療法士等の配置については常勤換算でなく単なる配置が可能であり、また、基準人員等によることも可能とされています。

2 専門的支援加算・特別支援加算見直し

(3) 算定回数について

専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定

児童発達支援：限度回数 4 回（月利用日数 1 2 日未満の場合）

同 6 回（同 1 2 日以上の場合）

放課後等デイサービス：

限度回数 2 回（月利用回数 6 日未満の場合）

同 4 回（同 6 日以上 1 2 日未満の場合）

同 6 回（同 1 2 日以上の場合）

【国QA_vol.5_問4より】

1月あたりの算定回数の上限は、事業所間で通算されず、事業所ごとに上限回数がカウント可能である

16

(3) 算定回数について

専門的実施加算については、当該事業所における、対象児の、月利用日数に応じて、月の算定限度回数が設定されています。

児童発達支援の場合

月利用日数、1 2 日未満の場合は、限度回数 4 回、
1 2 日以上の場合は、6 回です。

放課後等デイサービスの場合

月利用回数、6 日未満の場合は、限度回数 2 回、
6 日以上 1 2 日未満の場合は、4 回、
1 2 日以上の場合は、6 回です。

国 Q & A、Vol.5、問 4 より

ひと月あたりの算定回数の上限は事業所間で通算されず、事業所ごとに上限回数がカウント可能です。

2 専門的支援加算・特別支援加算見直し (4) 届出について

【専門的支援体制加算】

専門的支援体制加算を算定される際は、次の書類を合わせて提出ください。

- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・ 専門的支援体制加算に関する届出書

17

(4) 届出について

専門的支援体制加算を算定される際は、次の書類を合わせて提出ください。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
専門的支援体制加算に関する届出書

次のページで、専門的支援体制加算の届出書の記載について説明します。

2 専門的支援加算・特別支援加算見直し (4) 届出について

【専門的支援体制加算に関する届出書の記載例について】

専門的支援体制加算に関する届出書

記載例

事業所・施設の名称	〇〇放課後等デイサービス		
サービス種別	① 児童発達支援	② 放課後等デイサービス	③ ①・②の多機能
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了
2 従業者の状況		単位①	単位②
	基準人数の総数 A	3 人	人
	従業者の総数 B (常勤換算)	6.0 人	人
	うち理学療法士等の員数 (保育士及び児童指導員を除く。)	1.0 人	人
	うち5年以上保育士の員数	人	人
	うち5年以上児童指導員の員数	人	人
	加配人数 (B-A)	3.0 人	人
専門的支援体制加算の 算定対象となる従業者	ア) 理学療法士等(保育士及び児童指導員を除く。) イ) 5年以上保育士 ウ) 5年以上児童指導員	ア) 理学療法士等(保育士及び児童指導員を除く。) イ) 5年以上保育士 ウ) 5年以上児童指導員	

10 「算定に必要となる従業者」とは、障害児に対して一定の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士のみを指すのではなく、指定基準に定める全ての職種を指したものです。よって、例えば、児童指導員や保育士を指定基準で置くこととしている員数+1の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、本加算を算定することはできない点に留意ください。

①「基準人員の総数A」には、児発管を含む総数を記載してください。定員数や様態によって基準人員の数は異なります。

②「従業者の総数B(常勤換算)」は、児発管を含む従業者の総数を常勤換算で記載します。

「算定に必要となる従業者」とは、障害児に対して一定の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士のみを指すのではなく、指定基準に定める全ての職種を指したものです。よって、例えば、児童指導員や保育士を指定基準で置くこととしている員数+1の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、本加算を算定することはできない点に留意ください。

専門的支援体制加算に関する届出書の記載について説明します。

こちらにも児童指導員等加配加算の届出書と同様に、4月に示された様式と一部変更になっております。

赤字で記載された部分が追加となっています。

①基準人員の総数Aには、児発管を含む総数を記載してください。

定員数や、様態によって、基準人員の数は異なります。

②「従業者の総数B(常勤換算)」は、児発管を含む従業者の総数を常勤換算で記載します。

10 届出書の備考に「算定に必要となる従業者」について追加記載されました。児童指導員等加配加算と同じなので省略します。

届出書の様式が一部変更になっていますので、今後はこちらを使用してください。

勤務形態一覧表については、児童指導員等加配加算で示したものと同様ですので省略します。

3 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）
【児童発達支援・放課後等デイサービス】

19

3. 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）
対象サービスは、児童発達支援及び放課後等デイサービスです。

3 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）

関係機関連携加算（見直し）

こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、障害児が日々通う保育所や学校等や、障害児の状況等により連携が必要な児童相談所やこども家庭センター、医療機関等その他関係機関（※）との情報共有や連絡調整などの連携を行った場合に算定する加算

【国QA_vol.2_問3より】

関係機関連携加算（Ⅲ）の連携先として示されている「その他の関係機関」とは、保健師との連携を図る機会が多いことが想定されるため、保健所、保健センターなどが想定される。

留意事項通知〔第二の2（1）⑮の2〕

○関係機関連携加算の取扱い

（五）その他

エ 関係機関連携加算（Ⅰ）～（Ⅳ）までのいずれの場合においても、障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。

20

関係機関連携加算見直し

関係機関連携加算とは

子供と家族に対する包括的な支援を進める観点から、障害児が日々通う保育所や、学校等や、障害児の状況等により連携が必要な児童相談所や、こども家庭センター、医療機関等その他関係機関との情報共有や、連絡調整などの連携をおこなった場合に算定する加算です

何件か質問がありましたので、以下2点確認ください。

国Q & A、Vol.2、問3より

関係機関連携加算3の連携先として示されている、「その他の関係機関」とは、保健師との連携を図る機会が多いことが想定されるため、保健所、保健センターなどが想定される。

留意事項通知、第二の2、（1）⑮の2

関係機関連携加算の取扱い

（5）その他

エ、関係機関連携加算1から4までのいずれの場合においても、障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業

を利用している場合には、連携に努めること。
なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については、加算の対象とはしない
ものであること。

3 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し） 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

【改定後の単位数】

関係機関連携加算		
関係機関連携加算（Ⅰ）	250単位/回（月1回を限度）…①	現行どおり
関係機関連携加算（Ⅱ）	200単位/回（月1回を限度）…②	新
関係機関連携加算（Ⅲ）	150単位/回（月1回を限度）…③	新
関係機関連携加算（Ⅳ）	200単位/回（1回を限度）…④	現行どおり

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

21

3. 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）

関係機関連携加算1から4の単位数については、表のとおりです。

関係機関連携加算1は、保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合に算定する加算です。

関係機関連携加算2は、**保育所や学校等との会議等により、情報連携をおこなった場合**に算定する加算です。

関係機関連携加算3は、**児童相談所、医療機関等との会議等により、情報連携をおこなった場合**に算定する加算です。

関係機関連携加算4は、就学先の小学校や、就職先の企業等との連絡調整をおこなった場合に算定する加算です。

3 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し） 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

【主な要件】

- ① あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること
- ② 関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
- ③ 保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等すること（加算（Ⅰ））【現行どおり】
- ④ 保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅱ））【新】
- ⑤ 児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅲ））【新】
- ⑥ 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行うこと（加算（Ⅳ））【現行どおり】

22

関係機関連携加算

主な要件は次のとおりです

①

あらかじめ、通所給付決定保護者の同意を得ること

②

関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること

③

関係機関連携加算 1 については、現行どおりです。

保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等すること

④

関係機関連携加算 2 についてです。新加算です。

保育所や学校等と、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと

⑤

関係機関連携加算 3 についてです。新加算です。

児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと

関係機関連携加算 4 については現行どおりです。

就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行うこととなっています。

4 医療的ケア児に対する入浴支援の評価

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

23

4.

医療的ケア児に対する入浴支援の評価

対象となるサービスは、児童発達支援及び放課後等デイサービスです。

4 医療的ケア児に対する入浴支援の評価【児童発達支援・放課後等デイサービス】

【改定後】	入浴支援加算（新設）	
	児童発達支援	55単位/回（月8回を限度）
	放課後等デイサービス	70単位/回（月8回を限度）

【入浴支援加算】（新設）

こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、**医療的ケア児や重症心身障害児**に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定する加算

【ポイント】

○ 浴槽を使用した部分浴の場合は算定可。清拭のみの場合は算定不可。シャワー浴は洗身を行う場合には算定可（単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定不可）

【国QA_vol.2_問2より】

給付決定保護者から費用の徴収を行うに当たっては、障害児通所給付費等の対象となっているサービスとの間に重複関係がないことが求められることから、事業所が入浴支援加算を算定している場合は、入浴に係る費用について保護者から実費として支払いを受けることはできない。

24

4. 医療的ケア児に対する入浴支援の評価

入浴支援加算についての単位数については、表のとおりです。

入浴支援加算とは。

こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援をおこなった場合に算定する加算です。

当加算について質問がよせられていますので、ポイントを確認します。

浴槽を使用した部分浴の場合は、算定可能です。

清拭のみの場合は算定不可です。

シャワー浴は、洗身を行う場合には算定可能です。

単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定不可です。

国、Q & A、Vol.2、問2より

給付決定保護者から費用の徴収を行うに当たっては、障害児通所給付費等の対象となっているサービスとの間に重複関係がないことが求められることから、事業所が入浴支援加算を算定している場合は、入浴に係る費用について保護者から実費として支払いを受けることはできない。

5 家族支援の充実 (家庭連携加算・ 事業所内相談支援加算の見直し)

【児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援】

25

5。家族支援の充実

(家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し)

対象となるサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援です。

5 家族支援の充実

(家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し)

(1) 家族支援加算 (児童発達支援・放課後等デイサービス)

【家族支援加算とは】

障害児の家族 (きょうだいを含む。) 等に対して、加算(I)は、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、加算(II)は、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定する加算

【改定後】

家族支援加算 (I) …入所児童の家族 (きょうだいを含む) に対して**個別**に相談援助等を行った場合

家族支援加算 (II) …入所児童の家族 (きょうだいを含む) に対して**グループ**での相談援助等を行った場合

家族支援加算 (I) (月4回を限度)	居宅を訪問 (所要時間1時間以上)	300単位/回
	居宅を訪問 (所要時間1時間未満)	200単位/回
	事業所等で対面	100単位/回
	事業所等で対面	80単位/回
家族支援加算 (II) (月4回を限度)	事業所等で対面	80単位/回
	オンライン	60単位/回

26

5、家族支援の充実 (家庭連携加算、事業所内相談支援加算の見直し)

(1)

家族支援加算、見直しです。

児童発達支援、放課後等デイサービスにおいては、

家庭連携加算について、訪問支援を促進する観点から評価の見直しがされました。また、事業所内相談支援加算について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しが行われています。

両加算が統合され、個別とグループでの支援に整理して評価を行うことになりました。

兄弟への支援も促進されるよう、統合後の加算において、兄弟も相談援助等の対象であることが明確化されています。

家族支援加算とは

障害児の家族 (兄弟を含む。) 等に対して、加算1は、訪問、事業所等での対面、もしくは、オンラインで個別に。加算には、事業所等での対面、もしくは、オンラインでグループにより、相談援助等をおこなった場合に算定する加算です。

改定後の単位数については表のとおりです。

5 家族支援の充実

(2) 家族支援加算

(居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)

家族支援加算(Ⅰ)…障害児の家族(きょうだいを含む)に対して**個別**に相談援助等を行った場合

家族支援加算(Ⅱ)…障害児の家族(きょうだいを含む)に対して**グループ**での相談援助等を行った場合

※居宅訪問型児童発達支援においては、加算(Ⅰ)は、訪問日以外の日に行った場合に限る

家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)	居宅を訪問(所要時間1時間以上)	300単位/回
	居宅を訪問(所要時間1時間未満)	200単位/回
	事業所等で対面	100単位/回
	事業所等で対面	80単位/回
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	事業所等で対面	80単位/回
	オンライン	60単位/回

27

(2)

家族支援加算。居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援についてです。

居宅訪問型児童発達支援においては新設、保育所等訪問支援においては家庭連携加算からの見直しになります。

家族支援加算1は、障害児の家族(兄弟を含む)に対して、個別に相談援助等をおこなった場合

家族支援加算2は、障害児の家族(兄弟を含む)に対して、グループでの相談援助等をおこなった場合に算定する加算となります。

居宅訪問型児童発達支援においては、家族支援加算1は、訪問日以外の日に相談支援をおこなった場合に限って算定することとなっています。

また、加算1、加算2、ともに、当該障害児に、居宅訪問型児童発達支援を提供しない月においては算定できないことにご留意ください。

単位数については、表に示されたとおりです。

5 家族支援の充実
(家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し)
(3) 主な要件

【主な要件】

- ①あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
- ②相談援助は30分以上行うこと（訪問は短時間でも相談援助を行う必要がある場合や家族側の事情による場合は30分未満も可。事業所等・オンラインは30分未満の場合は算定不可）
- ③相談内容の要点等に関する記録を行うこと

28

(3)
主な要件です。

①
あらかじめ、通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施してください。

②
相談援助は30分以上おこなってください。
訪問する場合は、短時間でも相談援助を行う必要がある場合や、家族側の事情による場合は30分未満でも算定可能です。
事業所等やオンラインで行う場合に、30分未満の支援については算定不可です。

③
相談内容の要点等に関する記録をおこなうこと。

5 家族支援の充実
(家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し)
(3) 主な要件

- ④オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
- ⑤グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい

29

- ④
オンラインで支援を行う場合、原則としてカメラを使って実施してください。家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りではありません。
- ⑤
グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組としておこなってください。
なお、グループでの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましいとされています。

5 家族支援の充実

(家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し)

(3) 主な要件

⑥ 児発・放デイ・保育所等訪問支援との多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月4回を限度とすること

⑦ 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の多機能事業所で当該サービス利用の場合、加算(1)は月2回を限度とする

30

⑥

児発・放デイ・保育所等訪問支援との多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月4回が限度となります。

⑦

居宅訪問型児童発達支援と保育所等訪問支援の多機能事業所で当該サービス利用の場合は、加算1の算定は月2回が限度となります

6 支援場面等を通じた家族支援の評価 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

31

6.
支援場面等を通じた家族支援の評価
対象となるサービスは、児童発達支援及び放課後等デイサービスです

6 支援場面等を通じた家族支援の評価 (1) 子育てサポート加算 (新設)

【子育てサポート加算とは】

障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定する加算

32

(1)
子育てサポート加算。新設です

子育てサポート加算とは、
障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や特性を踏まえたこどもへの関わりかた等に関して、相談援助等の支援をおこなった場合に算定する加算です。

6 支援場面等を通じた家族支援の評価 (2) 主な要件

【主な要件】

- ① あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
- ② 障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、支援を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供するとともに、それとあわせて相談援助等を行うこと

33

(2)
主な要件です。

①
あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて従業者が計画的に実施すること。

②
障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、支援を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会、その他の障害児の特性や、特性を踏まえたこどもへの関わりかたに関する理解を促進する機会を提供するとともに、それとあわせて相談援助等をおこなうこと。

6 支援場面等を通じた家族支援の評価 (2) 主な要件

③ 「機会の提供」について、児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本とする。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により、支援場면을観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援を行っても差し支えない

【国QA_vol.6_問2より】

支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本。ただし、支援時間が長時間に渡る場合には、あらかじめ保護者との間で、本加算の算定に係る相談援助等の取組が必要となる場面（活動等）を調整することなどにより、当該相談援助等を計画的に実施することは差し支えない。なお、個の場合であっても、30分以上確保する必要があることに留意すること。

34

③

「機会の提供」について、児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や、参加等をしていることを基本とする。

ただし、障害児の状態などから、家族等が直接支援場に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により支援場면을観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援をおこなっても差し支えない。

こちらに関しては、皆様から質問が寄せられていますので、国からのQ & Aを併せて見ていきます。

支援を提供する時間帯を通じてとあるが、支援が提供されるすべての時間において、保護者等が支援場面の観察等をおこなっていないと算定できないのか、という問いに対し、

国、Q & A、Vol.6、問2において、

支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本とする。

ただし、支援時間が長時間に渡る場合には、あらかじめ保護者との間で本加算の算定に係る相談援助等の取組が必要となる場面（活動等）を調整することなどにより、当該相談援助等を計画的に実施することは差し支えない。

なお、この場合であっても30分以上確保する必要があることに留意すること。とされています。

6 支援場面等を通じた家族支援の評価 (2) 主な要件

③ 「機会の提供」について、児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本とする。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により、支援場面を観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援を行っても差し支えない

【国QA_vol.6_問4より】

児童発達支援管理責任者が相談援助を行った場合にも算定が可能。

【国QA_vol.6_問3より】

障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察することも可能としているところ。一方、本加算の算定に係る支援については、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会に、家族等と支援者が協働して障害児の特性やその特性を踏まえたかかわり方に関する理解の促進に取り組むことが重要であるため、遠隔（オンラインのライブ配信形式等）を前提とした支援は想定していない。

35

国、Q & A、Vol.6、問4より

異なる従業者が相談援助等の支援をおこなっても差し支えないとされており、児童発達支援管理責任者が相談援助をおこなった場合にも算定が可能です。

国、Q & A、Vol.6、問3より

障害児の状態などから、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察することも可能としているところ。

一方、本加算の算定に係る支援については、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会に、家族等と支援者が協働して、障害児の特性やその特性を踏まえたかかわりかたに関する理解の促進に取り組むことが重要であるため、遠隔（オンラインのライブ配信形式等）を前提とした支援は想定していない。

遠隔による支援は認められませんのでご注意ください。

6 支援場面等を通じた家族支援の評価 (2) 主な要件

- ④ 「相談援助等」について、従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族にあわせて丁寧に支援を行うこと
- ⑤ 複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とする
- ⑥ 家族等への支援内容の要点等に関する記録を行うこと
- ⑦ **子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない**

36

④

「相談援助等」について、従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児、及び、家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族ごとの状態を踏まえて、個別に障害児の状況や、支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族にあわせて丁寧に支援を行うこと

⑤

複数の障害児及び家族等に対して、あわせて支援を行う場合には、障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し、支援を実施すること。
従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とする

⑥

家族等への支援内容の要点等に関する記録を行うこと

⑦

子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない

となっております。

7 預かりニーズへの対応
(延長支援加算の見直し)
【児童発達支援・放課後等デイサービス】

37

7
預かりニーズへの対応
延長支援加算の見直しです。
対象サービスは、児童発達支援、放課後等デイサービスです。

7 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）
（1）延長支援加算（見直し）

【改定後】

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満(※)
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児 医ケア児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

【延長支援加算とは】

発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの

(※) 延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

38

(1)
延長支援加算、見直しです。

延長支援加算とは、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的におこなった場合に算定する加算です。

改定後の単位数等については、表のとおりです。

ただし、延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可となっています。

7 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）
（2）主な要件

【主な要件】

- ①支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
- ②運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
- ③障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること

39

（2）

主な要件は次のとおりです。

①

支援時間が5時間、放デイ平日は3時間である児を受け入れることとしていること

②

運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること
放デイの平日は除きます。

学校休業日など、平日以外の営業時間が6時間以上になっている必要があります。

③

障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること

7 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し） （2）主な要件

④上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて（※）延長支援（1時間以上）を行うこと

（※）支援が必要な理由、延長支援時間

○延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること

○算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）

40

上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて延長支援1時間以上を行うこと
支援が必要な理由、延長時間を、個別支援計画に記載することになっています。

また、

延長時間は1時間以上で設定すること。

支援の前後共に、延長支援を行う場合は、いずれも1時間以上とすること

算定は、実際に要した延長支援時間の区分で算定する。

ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。

児童又は保護者の都合により、延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能。

ただしこの場合でも、30分以上の支援時間であることが必要となっています。

7 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）
（2）主な要件

⑤延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること

（うち1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）

⑥延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと

41

⑤
延長支援を行う時間帯に、職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上を配置していること
うち、1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること
医療的ケア児の場合には、看護職員等を配置すること

⑥
延長支援をおこなった場合は、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと

7 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し） （3）留意事項など

【国QA_vol.3_問1より】

問1 個別支援計画に位置付けた支援時間（例：14：00～17：00の3時間）について、利用者都合により開始時間が遅れた（例：15：00から利用開始）場合、当初個別支援計画に位置付けていた延長支援（例：17：00～18：00）はどのように取り扱うか。

（答）

○基本報酬については、利用者都合により計画に定めた提供時間より実際に支援に要した時間が短くなった場合には、計画に定めた提供時間で算定することとしている。

○そのため、問1の場合には、基本報酬については計画に定めた提供時間で算定することが可能であるとともに、延長支援についても、個別支援計画において定められている時間を基準として、実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能である。

42

皆様から、実際に支援を行う中で延長支援加算の算定時間についてどう請求すれば良いか迷う、というお声をいただいておりますので、国からのQ & Aを見ていこうと思います。

国、Q & A、Vol.3、問1より

問1

個別支援計画に位置付けた支援時間、例14時から17時の3時間について、利用者都合により開始時間が遅れた。例として、17時からの利用開始の場合。当初個別支援計画に位置付けていた延長支援。例、17時から18時はどのように取り扱うか。

答え

基本報酬については、利用者都合により計画に定めた提供時間より実際に支援に要した時間が短くなった場合には、計画に定めた提供時間で算定することとしている。

そのため、問1の場合には、基本報酬については計画に定めた提供時間で算定することが可能であるとともに、延長支援についても個別支援計画において定められている時間を基準として、実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能である。

7 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し） (3) 留意事項など

○延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能（当該理由及び延長支援時間について記録）。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと

○主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる（ただし、当該時間帯の体制については、職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員）であることを求める

43

ポイントの続きです。

延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能です。

その場合は、当該理由及び延長支援時間について、記録しておいてください。

ただし、急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うようにしてください。

主として、重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や、共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のおり、事業所の営業時間8時間以上の前後で支援が行われた場合にその支援時間に応じた加算となります。

ただし、当該時間帯の体制については、職員2名以上、うち1名は人員基準により置くべき職員であることを求めるとなっています。

8 不登校児への支援の充実 【放課後等デイサービス】

44

8

不登校児への支援の充実

対象のサービスは放課後等デイサービスです。

不登校児の受入について質問を受けることが多くなっています。

不登校児を受け入れる際には、かならず学校と連携をとって行うようにしてください。

不登校児への支援の充実について説明いたします。

8 不登校児への支援の充実 (1) 個別サポート加算 (Ⅲ) (新設)

【個別サポート加算 (Ⅲ)】 (新設)

放課後等デイサービスにおいて、**不登校の状態にある障害児**について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定する加算

【対象となる児童】 不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童とする

【参考】 令和6年4月22日事務連絡「個別サポート加算 (Ⅲ) の創設と取扱いについて」より
本加算は、障害児通所給付費の給付決定を受けている放課後等デイサービスを利用している障害児が、不登校の状態となっている場合における支援を対象としているものであり、不登校の状態のみをもって障害児通所給付費の対象とする趣旨のものではないことに留意すること。

45

8 不登校児への支援の充実 (1)

個別サポート加算3 (新設)

個別サポート加算3とは、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら、放課後等デイサービスをおこなった場合に算定する加算です。

対象となる児童について説明します。

不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的、もしくは、断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童となっています。

また、令和6年4月22日、事務連絡、「個別サポート加算3の創設と取扱いについて」、において、

本加算は、障害児通所給付費の給付決定を受けている放課後等デイサービスを利用している障害児が、不登校の状態となっている場合における支援を対象としているものであり、不登校の状態のみをもって障害児通所給付費の対象とする趣旨のものではないことに留意すること、とされています。

8 不登校児への支援の充実 (2) 主な要件

【主な要件】

- ①あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと
- ②学校との情報共有を、対面又はオンラインで、**月に1回以上行う**こと。その要点について記録を行い学校に共有すること（当該連携について関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は不可）
- ③家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を**月に1回以上行う**こと。障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと（当該相談援助について家族支援加算の算定は不可）

46

(2)

主な要件です。

①

あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと

②

学校との情報共有を、対面又はオンラインで月に1回以上行うこと。その要点について記録を行い、学校に共有すること

当該連携について、関係機関連携加算1及び2の算定は不可です。

③

家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンライン、いずれの方法でも可）を月に1回以上行うこと。

障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと

当該相談援助については、家族支援加算の算定はできません。

8 不登校児への支援の充実 (2) 主な要件

④学校との情報共有において、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと（その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること）

⑤市町村（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

47

④

学校との情報共有において、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと

その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること

⑤

市町村（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、家庭や学校との連携状況や障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

9 訪問支援員特別加算の見直し 【保育所等訪問支援】

48

9. 訪問支援員特別加算の見直し
対象サービスは保育所等訪問支援です。

9 訪問支援員特別加算の見直し
(1) 訪問支援員特別加算 (見直し)

【訪問支援員特別加算とは】

障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくは障害児入所施設等の従業者等として一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援を行った場合に算定をする加算

※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

49

9. 訪問支援員特別加算の見直し

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく、当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行うこととなりました。

訪問支援員特別加算とは

障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、もしくは、障害児入所施設等の従業者等として一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援をおこなった場合に算定をする加算です。

配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに、留意ください。

9 訪問支援員特別加算の見直し (2) 要件

【要件】

< 訪問支援員特別加算 (I) >

次ページの①若しくは②に規定する期間が**10年以上**の者又は③に規定する期間が**5年以上**の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと

< 訪問支援員特別加算 (II) >

次ページの①若しくは②に規定する期間が**5年以上**の者又は③に規定する期間が**3年以上**の者を配置し、当該者が保育所等を訪問して支援を行うこと

50

(2)

要件です。

訪問支援員特別加算1です。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、又は、看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務、その他これらに準ずる業務に従事した期間、もしくは、児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、又は、相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務、その他これらに準ずる業務に従事した期間が10年以上の者

又は

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、もしくは、看護職員の資格を取得後、又は、児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、もしくは、相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等（指定保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して、助言・援助を行う業務を含む）の業務に従事した期間が5年以上の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと

訪問支援員特別加算2については、要件となる期間が、それぞれ5年以上、3年以上となっています。

9 訪問支援員特別加算の見直し (2) 要件

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ② 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員若しくは相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等（指定保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む）の業務に従事した期間

51

要件となる職種を確認しておいて下さい。

9 訪問支援員特別加算の見直し (3) 留意事項等

【国QA_vol.1_問51より】

- 業務従事歴については、雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問わないが、1年あたり180日以上勤務を想定している。
- 保育所等訪問支援等の業務に従事した期間については、訪問支援を実施した日が1年あたり60日以上あることを想定している。
- 本加算においては、資格取得やその職種で配置される以後の経験をカウントするものとし、それ以前の経験は含まない。

【国QA_vol.1_問52より】

「障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務」の従事歴については、医療機関や教育現場での医療的ケア児や障害児に対する業務経験は含まれる。

52

(3)

従事した期間の数え方や、含まれる業務経験について、Q & A、がでているので確認します。

国のQ & A、Vol.1、問51より

業務従事歴については、雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問わないが、1年あたり180日以上勤務を想定している

保育所等訪問支援等の業務に従事した期間については、訪問支援を実施した日が1年あたり60日以上あることを想定しているとされ、

本加算においては、資格取得やその職種で配置される以後の経験をカウントするものとし、それ以前の経験は含まないとなっています。

国Q & A、Vol.1、問52より

「障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務、その他これらに準ずる業務」、の従事歴については、医療機関や教育現場での、医療的ケア児や、障害児に対する業務経験は含まれるとされています。

以上で、令和6年度、報酬改定の主な変更内容（障がい児支援）の説明を終わります。

長い時間、ご清聴、ありがとうございました。